

第20表 交通関係法令違反取締状況

(1) 違反別・態様別取締件数

違	反	件	数	構	成	比							
総	数		664,570		100.0	%							
無	免	許	967		0.1	%							
酒	酔	い	34		0.0	%							
酒	気	帯	0.25	mg/ℓ	以上	405	0.1 %						
酒	気	帯	0.15	mg/ℓ	以上	133	0.0 %						
速	度	超	過		60,800	9.1 %							
横	断	歩	行	者	妨	害	56,924	8.6 %					
一	時	不	停	止		115,927	17.4 %						
右	左	折	方	法		10,056	1.5 %						
信	号	無	視		89,511	13.5 %							
通	行	区	分		2,031	0.3 %							
指	定	通	行	区	分	47,060	7.1 %						
進	路	変	更		45,953	6.9 %							
指	定	横	断	等		17,619	2.7 %						
通	行		帯		8,349	1.3 %							
追	越		し		174	0.0 %							
踏	切	不	停	止	9,139	1.4 %							
通	行	禁	止		136,981	20.6 %							
整	備	不	良		4,870	0.7 %							
定	員	外	乗	車	91	0.0 %							
大	型	自	動	二	輪	車	等	乗	車	方	法	385	0.1 %
駐		停	車		35,592	5.4 %							
積	載	物	重	量	制	限	超	過	1,584	0.2 %			
携	帯		電	話		15,877	2.4 %						
保	管	場	所	法	154	0.0 %							
そ	の	他			3,954	0.6 %							

(2) 行政処分の基礎点数告知件数

違	反	件	数			
総	数		2,101			
シ	ー	ト	ベ	ル	ト	1,966
ノ	ー	ヘ	ル		135	

(3) 放置違反金納付命令件数

違	反	件	数						
放	置	違	反	金	納	付	命	令	228,125

注1 駐停車とは、違法駐車行為をした者が①当該行為により交通反則告知される。②当該事件について公訴を提起される。③家庭裁判所の審判に付される。等の場合をいう。

2 放置違反金納付命令とは、放置車両の使用者に対し、公安委員会が放置違反金の納付を命ずる処分をいう。

数値：交通執行課（駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令を除く。）

駐車対策課（駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令）